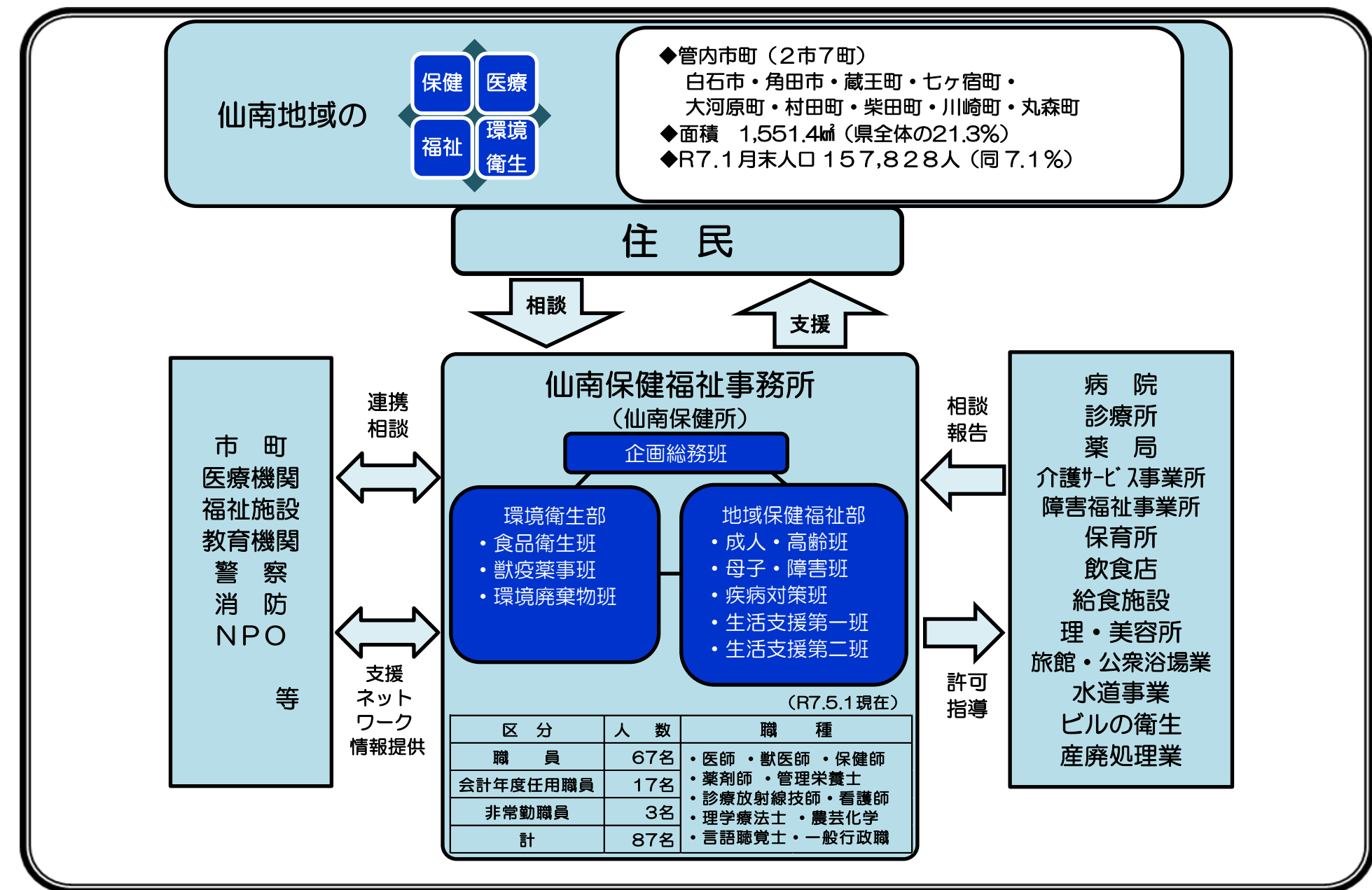


宮城県仙南保健福祉事務所のあらまし

I 事務所の概要

保健福祉事務所は、保健所と福祉事務所の機能を統合した県の機関です。「企画総務部門」「地域保健福祉部門」「環境衛生部門」の3部門に分かれ、職員の職種も、医師、獣医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、一般行政職など多岐にわたっています。

これらの職員の多様な専門性を活かして、仙南圏域において、市町や関係機関等との密接な連携を図りながら、保健・医療・福祉・環境衛生の行政サービスを一体的に提供しています。



II 令和7年度 仙南保健福祉事務所基本方針

令和7年度は、宮城県の県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の中期計画初年度にあたります。

「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」や「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」などの政策推進の基本方向の下、仙南保健福祉事務所では、仙南地域における保健・医療・福祉・環境・生活分野のサービスを一体的に提供している行政機関として、5つの施策項目を掲げました。

- 子どもを生み育てやすい環境づくり
- 生涯を豊かに暮らすための健康づくりと安心できる地域医療の充実
- 誰もが安心して生活できる地域づくり
- 安全で安心できる食と暮らしの確保
- 持続可能な地域社会の実現

その推進のため、管内市町をはじめとする関係機関等と連携・協働しながら、9つの重点事業に取り組むとともに、当保健福祉事務所が所管する各種事業を実施してまいります。

企画総務班

- ◆所の施策の総合的な企画・調整に関すること
- ◆保健及び福祉に係る相談・情報提供・人材育成等に関すること
- ◆地域保健・福祉に関する統計及び情報収集等に関すること
- ◆地域医療に関すること
- ◆民生委員及び児童委員に関すること
- ◆災害救助に関すること
- ◆医務（医療従事者の免許申請等）に関すること
- ◆日本赤十字社に関すること
- ◆県ゆすりあい駐車場利用証に関すること
- ◆所の庶務に関すること

食品衛生班

- ◆食品衛生に関すること
- ◆製菓衛生師に関すること

獣疫薬事班

- ◆狂犬病予防に関すること
- ◆動物の愛護及び管理に関すること
- ◆化製場等に関すること
- ◆薬事に関すること
- ◆毒物及び劇物の指導取締に関すること
- ◆献血事業の推進に関すること
- ◆麻薬、向精神薬の指導取締に関すること
- ◆温泉に関すること
- ◆旅館・興行場・公衆浴場に関すること
- ◆住宅宿泊事業に関すること
- ◆理・美容、クリーニング営業に関すること
- ◆上水道、その他衛生施設の指導監督に関すること
- ◆食鳥処理場に関すること
- ◆薬剤師に関すること
- ◆薬物及び劇物の指導取締に関すること
- ◆薬物乱用防止に関すること
- ◆特定建築物の管理に関すること

環境廃棄物班

- ◆廃棄物の処理及び清掃の指導監督に関すること
- ◆リサイクル関連法に関すること
- ◆浄化槽の指導監督に関すること
- ◆公害防止対策の指導に関すること
- ◆大気汚染・水質汚濁・特殊公害・土壌汚染の規制に関すること
- ◆公害関係の苦情に関すること
- ◆地球温暖化対策に関すること
- ◆PCB廃棄物に関すること
- ◆フロン排出抑制法に関すること

令和7年度 重点事業一覧

- ① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援（母子・障害班）
 - 母子保健施策の動向を踏まえ、管内の現状や課題の把握を行うとともに、管内母子保健担当者会議や産科医療機関等母子保健連絡会議を通して、情報共有や意見交換を行い、各市町の母子保健活動の充実と関係機関の連携強化を図ります。
 - 関係機関と連携して母子保健に関する研修会を開催し、地域の支援者の資質向上を図ります。
- ② 薬物乱用防止推進事業（獣疫薬事班）
 - 学校薬剤師や薬物乱用防止指導員の協力を得ながら開催している薬物乱用防止教室の利用について、電子申請フォームを新たに構築し手続きの簡便化を図ります。
 - 利用手続きの改善にあわせて制度の周知を行うことにより、薬物乱用防止教室の利用拡大を図ります。
- ③ 認知症地域ケア総合支援体制構築等推進事業（成人・高齢班）
 - 管内担当者会議、認知症地域ケア推進会議、及び、研修会の開催を通して関係者の連携強化や資質向上を図ります。また、若年性認知症カフェの開催を通して、当事者・家族のピア・サポートを行うとともに、参加者の認知症に関する理解を促進します。
 - 近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組であるチームオレンジについて、管内市町への設置を推進します。
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（母子・障害班）
 - 仙南圏域における新たな協議の場として「にも包括ケアシステム検討会」を設置し、圏域における課題の共有を図り、具体的な連携の強化や地域支援体制の整備について協議します。
 - 情報交換や現状、課題の把握を行うための管内担当者会議の開催、また、支援にあたる職員等が精神障害者に関する知識や支援方法を学ぶための地域支援者研修会の開催により、仙南圏域における関係者間の連携強化と支援者の資質向上を図ります。
- ⑤ 難病患者地域支援対策推進事業（疾病対策班）
 - 難病対策地域協議会を設置し、地域における要支援難病患者への支援に関する課題についての情報共有や、関係機関等の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。
- ⑥ 生活保護受給者への就労支援（生活支援第一班、生活支援第二班）
 - 生活保護受給者の就労を促進するため、ケースワーカーと就労支援員が同行して訪問するほか、各種就労支援事業を活用しながら、受給者の課題や状況に応じた細やかな支援を行います。
- ⑦ 災害時の体制整備（企画総務班）
 - 災害時公衆衛生活動コーディネーターと市町担当者との意見交換会や研修を開催し、災害対応力の強化支援を行います。
 - これまでの訓練や災害時対応の課題を踏まえ、仙南地域保健医療福祉調整本部による災害時対応研修や訓練を行います。
- ⑧ 食品衛生資質向上対策事業（食品衛生班）
 - 許可申請時及び更新受付時にHACCPに沿った衛生管理の取組が進んでいない事業者を把握し、HACCPに沿った衛生管理の指導を行います。
 - 個別通知などによりHACCPの取組に関心の高い事業者を把握し、その事業者の施設へ直接訪問して取組の支援を行うことで、地域の小規模事業者を中心にHACCPに沿った衛生管理の向上を図ります。
- ⑨ 産業廃棄物不法投棄監視強化事業（環境廃棄物班）
 - 不法投棄や不適正処理の早期発見・未然防止を図るため、産廃Gメンによる監視パトロールのほか、監視カメラの設置や産業廃棄物処理業者等への立入検査を実施し、適正処理を指導します。
 - 不法投棄防止対策連絡会議等を開催し、市町や関係機関等との連携体制を構築するほか、啓発資材を活用して排出事業者等に対する意識向上を図ります。